

(別 表)

特定不妊治療費助成に係る所得額の計算方法

(単位:円)

			夫	妻
所得額	A	総所得額		
控除額	B	児童手当法施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000
	C	雑損控除額(実際に控除された額)		
	D	医療費控除額(実際に控除された金額)		
	E	小規模企業共済等掛け金控除額		
	F	障害者控除額(普通)(該当者数 人) (該当者数 × 270,000)		
	G	障害者控除額(特別)(該当者数 人) (該当者数 × 400,000)		
	H	老年者控除額(該当する場合、500,000円)		
	I	勤労学生控除額(該当する場合、270,000円)		
	J	控除額合計(B~Iの合計)		
	対象所得額の算出	K	夫婦それぞれの所得額(A-J)	(1)
L		夫婦の所得額の合計(本事業の対象条件における所得額)	(1)+(2)	

注1)Bについては、Aの総所得額がある場合に控除することができる。

注2)C~Iまでについては、実際に控除がなされ、確定申告書の写しや源泉徴収票の写し等で確認できる場合に限る。

注3)Kについては、マイナスにはできない。マイナスになる場合は0円になる。

C 雑損控除： 災害又は盗難・横領等により住宅や家財などに損害を受けた場合

D 医療費控除： 1年間に支払った医療費が一定額以上ある場合

E 小規模企業共済等掛け金控除： 小規模企業共済法の共済契約に係る掛け金等の支払いがある場合

F.G 障害者(特別障害者)控除： 本人や控除対象配偶者・扶養親族が障害者に該当する場合

H 老年者控除： 本人が65歳以上で、合計所得金額が1,000万円以下の場合

I 勤労学生控除：

本人が自己の勤労に基づいて得た給与所得等を有する、大学・高等専門学校・高等学校等の学生・生徒児童等に該当する人であり、合計所得金額が65万円以下で、かつ給与所得等以外の所得の金額が10万円以下である場合